

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所

発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて今回は、「第19回土地区画整理審議会の開催報告について」他5件についてお知らせ致します。

第19回土地区画整理審議会の開催報告について

令和8年2月19日（木）に、第19回土地区画整理審議会を開催致しました。

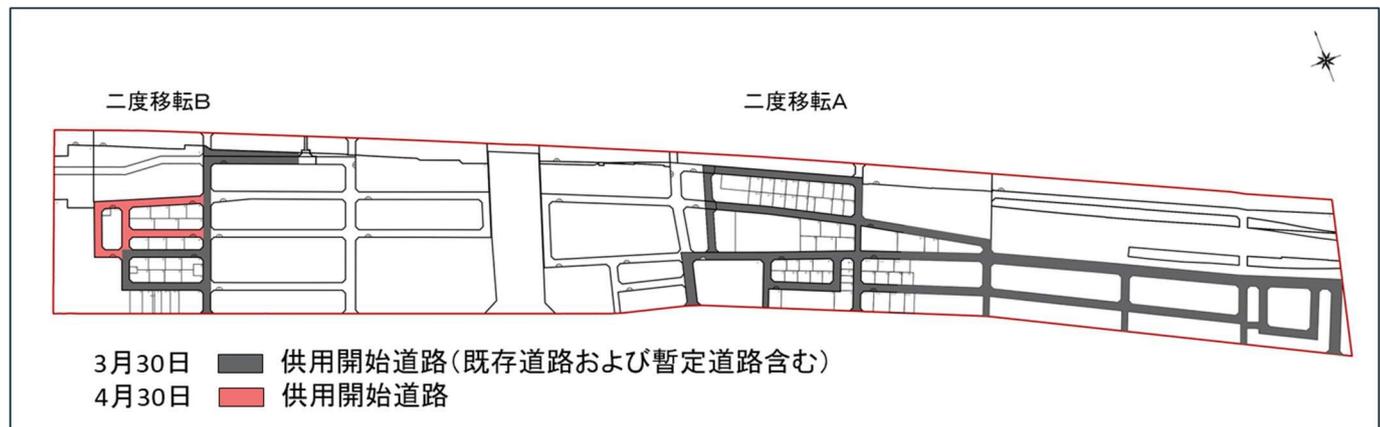
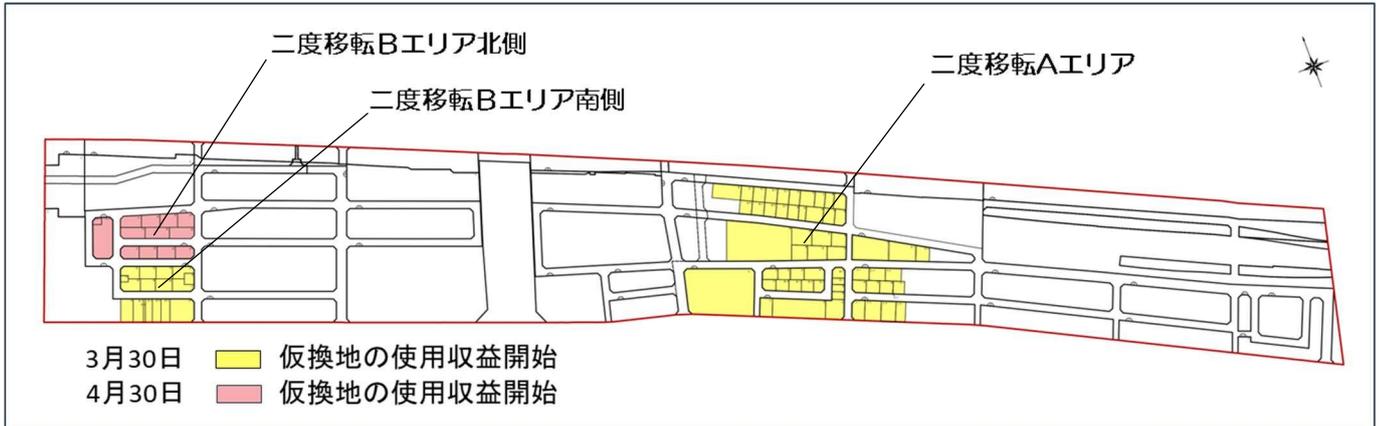
「二度移転A/Bの使用収益開始」及び「仮換地決定後における施行者専決処理事項」について当機構よりご報告いたしました。また、「二度移転C地権者の皆様への戸別訪問」及び「事業計画変更（第4回）」について当機構よりご説明いたしました。



（第19回土地区画整理審議会）

二度移転A/B使用収益開始について

令和8年3月30日（月）に二度移転Aエリア及びBエリア南側、令和8年4月30日（木）に二度移転Bエリア北側の仮換地の使用収益開始をいたします。



二度移転街区C地権者の皆様への戸別訪問の実施について

二度移転街区Cの宅地利用開始時期（令和9年3月末頃）の目途が立ちましたので、対象となる地権者の皆様へ下記についてご説明及びご確認をさせていただくための戸別訪問を実施します。

【ご説明の主な内容】

1. 使用収益開始予定時期（令和9年3月末頃）
2. 早期生活再建希望の有無の確認
3. 利用形態等の意向確認
4. 宅地利用条件等の説明

なお、対象となる地権者の皆様には、別途、URからお電話にて日程調整のご連絡をさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

土地区画整理事業の事業計画変更（第4回）について

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画変更認可を受けるための手続きを進めています。今回は土地利用計画の変更、事業期間の延伸、資金計画の変更が主な内容です。

今後、国土交通省による縦覧の日程が決まりましたら、改めて皆さまにお知らせいたします。

住所変更等の権利変動に伴う届出について

建物等の移転に伴う住所変更や仮換地を含む宅地の売買、所有権移転等が生じた場合は、所定の様式に記入の上、届出をしていただく必要がありますので、当機構までお知らせください。

届出様式は、下記ホームページアドレス又はQRコードを読み取っていただくことで、ダウンロードいただけます。



https://www.ur-net.go.jp/produce/case/sakai-sambo/lrmhph000000ebjm-att/kakusyuyousikisyu_ver.2.pdf

土地区画整理事業地区内の土地の管理について（お願い） 《適正な管理をお願いします》

土地区画整理事業によりお引渡しした土地について、近隣住民の方にご迷惑をおかけしないよう、適正な管理とご配慮をお願いいたします。

◇例えば、雑草等が繁茂したまま、長期間放置されると、

- ・害虫の発生の原因につながる恐れがあります。
- ・廃棄物等の不法投棄場所になってしまう恐れがあります。
- ・火災発生の原因につながる恐れがあります。

みなさまのご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。

独立行政法人都市再生機構西日本支社

堺都市再生事務所

〒590-0906

堺市堺区三宝町4丁274番地2

TEL：072-282-7722

堺事務所HP：URL

(<https://www.ur-net.go.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)



UR都市機構

